

進路ニュース

今年度も進路ニュースを通じて、保護者の皆様に進路に関する情報をお伝えします。

令和5年12月22日 発行（第7号）

今回の進路ニュースでは、障害支援区分や障害福祉サービスの種類から、今回は介護給付について、進路研修のご案内、小・中学部の進路学習の取り組みについてご紹介します。

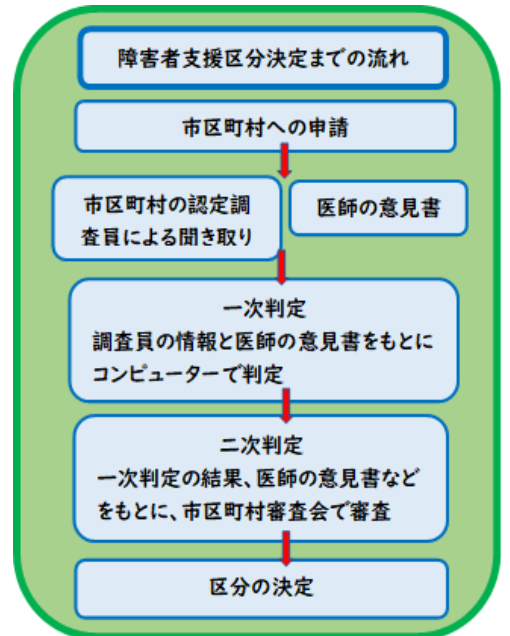
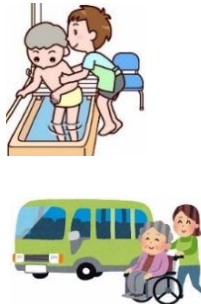
障害支援区分について

障害支援区分とは、「どの程度支援を必要とするか」を判定する区分のことです。18歳以上の方が対象で、非該当～区分6の7段階に分かれています。**介護給付を使う時に必要**となり、数字が大きいほど、必要な支援の量が多いことを示します（介護給付の内容については、下の記事を参照）。

支援区分によって、受けることのできるサービスが決まります（下図参照）。原則として該当する区分以上であればサービスを受けることができます（例：生活介護は支援区分3～6のいずれでも受けられる）。ただし、年齢や心身の状態によっては例外もありますので、詳しくは市区町村の担当者にお尋ねください。

受けられるサービス（一例）	
区分6	
区分5	療養介護
区分4	施設入所支援
区分3	生活介護
区分2	
区分1	短期入所

支援の必要性



障害福祉サービス（介護給付）について

福祉サービス		サービスの内容
介護給付	施設入所支援	原則として、障害者支援区分 4 以上の方が利用可能で、施設に入所している方々に、食事や入浴の支援を行うサービスです。
	短期入所（ショートステイ）	一時的に数日間、施設で生活を送ることができるサービスです。障害支援区分 1 以上であれば利用可能で、家族が急病の時や用事がある時、または休息が欲しい時にも利用することができます。
	生活介護	食事や入浴などの支援や、軽い作業（仕事）やレクリエーションといった日中活動の支援をするサービスです。障害支援区分 3 以上（施設入所の場合は 4 以上）から利用することができます。
	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

各サービスの内容や地域ごとの施設などの情報に関しては、「WAM NET（ワムネット）」をご参照ください。WAM NET の HP 内にある「障害福祉サービス等情報検索」もしくは「障害福祉サービス等情報公表システム」から各地域の施設を検索することができます。

施設によっては複数のサービスを併用している所もあります。施設見学などでそれぞれの事業所について細かく情報を得た上で、現場実習を行い生徒と保護者のニーズにあった事業所を考えていきます。見学の希望等がありましたら、担任を通して学校へお知らせください。

